

## 市街化調整区域あり方検討委員会答申について

平成17年度より行われている「市街化調整区域あり方検討委員会」(委員長 蓑原 敬)から市長あてに答申をいただきました。今後、この答申について、横浜市の対応方針策定の参考とするため、市民の方々から意見の募集を行います。

### 1 「答申」について (別紙参照)

内容は、横浜市の市街化調整区域の課題と背景、対応の方向、施策化に向けてなどについて記載されています。

### 2 意見募集について

#### (1) 答申の配布及び意見募集期間

平成19年2月20日(火)～平成19年3月30日(金)

#### (2) 意見の提出方法 (意見募集期間内消印、日付有効)

- ・ 郵送 (郵送先：〒231-0017 中区港町1-1 横浜市まちづくり調整局宅地企画課)
- ・ ファックス (ファックス番号：045-681-1654)
- ・ Eメールに投稿 (アドレス：[ma-takuchikikaku@city.yokohama.jp](mailto:ma-takuchikikaku@city.yokohama.jp))  
(意見書の様式は、「答申」に添付されています。)

#### (3) 「答申」の入手場所

- ・ まちづくり調整局ホームページ

(アドレス：<http://www.city.yokohama.jp/me/machi/guid/takuchi/tokeihou/iinkai/opinion-2/index.html>)

- ・ まちづくり調整局宅地企画課 (中区港町1-1 横浜市役所5階)
- ・ まちづくり調整局建築・宅地指導センター情報相談課 (中区山下町193-1 昭和シェルビル4階)
- ・ 市民活力推進局市民情報室 (中区港町1-1 横浜市役所1階)
- ・ 各区役所区政推進課広報相談係

#### (4) 問合せ先

- ・ まちづくり調整局指導部宅地企画課 (電話：045-671-2946)

### 市街化調整区域のあり方検討

昭和45年の市街化調整区域の指定後、36年を経過した今日、さまざまな土地利用の混在が進むとともに、市民にとって貴重な緑地や農地が減少するなど当時と比べ大きく変化しています。このため、現在の市街化調整区域の位置付け、役割、各地域の特性等について分析したうえで、その課題について整理し、今後の規制・誘導策について検討しました。

### ■ 今後の予定

19年秋頃、横浜市の対応方針を策定した後に、パブリックコメントを行う予定としています。